

○特定非営利活動促進法施行条例

平成十年十月二十二日

宮城県条例第三十四号

改正 平成一二年一二月二〇日条例第一二九号

平成一五年三月二〇日条例第三二号

平成一七年三月二五日条例第四九号

平成一九年三月二〇日条例第二七号

平成二〇年一〇月二三日条例第五七号

平成二〇年一二月二二日条例第七八号

平成二四年三月二三日条例第二六号

平成二七年九月七日条例第六七号

平成二七年一二月二四日条例第九六号

平成二八年一二月二二日条例第七〇号

令和元年一二月二四日条例第六六号

特定非営利活動促進法施行条例をここに公布する。

特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）

第二章、第三章及び第五章の規定の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四条例二六・一部改正)

(設立の認証申請)

第二条 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第十条第一項第二号ハの規定により条例で定める各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し

二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものでなければならない。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第十条第一項

第二号ハに掲げる書類を第一項の申請書に添付することを要しない。

一 知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報(同法第七条第八号の二に規定する個人番号(以下「個人番号」という。))及び同条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。)を除く。)の提供を受けるとき。

二 知事が住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定により、当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報(個人番号及び住民票コードを除く。)を利用するとき。

(平一五条例三二・平二四条例二六・平二七条例六七・平二七条例九六・一部改正)

(認証申請に係る書類等の縦覧)

第三条 法第十条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧は、規則で定める場所において行うものとする。

2 知事は、法第十条第一項の認証の申請があった場合には、規則で定めるところにより、同条第二項に規定する書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

(軽微な不備の補正)

第四条 法第十条第三項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する条例で定める軽微な不備は、法第十条第三項に規定する申請書及び当該申請書に添付された書類の内容の同一性に影響を与えないものであって規則で定めるものとする。

(平二四条例二六・追加)

(社員総会の議事録)

第五条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもって作成しなければならない。

2 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の内容を提案した者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があったものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(平二四条例二六・追加)

(定款の変更の認証申請等)

第六条 法第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第三条第二項の規定は、法第二十五条第三項の認証の申請があった場合について準用する。

(平二四条例二六・旧第四条繰下・一部改正)

(定款の変更の届出)

第七条 法第二十五条第六項の規定により定款の変更の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

(平二四条例二六・追加)

(事業報告書等の提出)

第八条 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

(平一五条例三二・一部改正、平二四条例二六・旧第五条繰下・一部改正)

(事業報告書等の公開)

第九条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

2 知事は、規則で定めるところにより、法第三十条の閲覧に係る書類の写しを公衆の閲覧に供するものとする。

(平二四条例二六・旧第六条繰下・一部改正)

(成功の不能による解散の認定の申請)

第十条 法第三十一条第二項の規定により解散の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(平二四条例二六・旧第七条繰下・一部改正)

(残余財産の譲渡の認証申請)

第十一条 法第三十二条第二項の規定により残余財産の譲渡の認証を受けようとする清算人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(平二四条例二六・旧第八条繰下)

(合併の認証申請等)

第十二条 法第三十四条第三項の規定により合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第二条第二項から第四項までの規定は前項の申請書に添付する書類について、第三条第

二項の規定は法第三十四条第三項の認証の申請があった場合について準用する。

(平二四条例二六・旧第九条繰下・一部改正)

(認定の申請)

第十三条 法第四十四条第一項の規定により認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(平二四条例二六・追加)

(認定の有効期間の更新)

第十四条 法第五十一条第二項の規定により法第四十四条第一項の認定の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(平二四条例二六・追加)

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による定款の変更の届出等)

第十五条 第七条及び第八条の規定は、県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄庁(法第九条に規定する所轄庁をいう。)でないものが法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第六項又は法第二十九条の規定による届出又は提出を知事にする場合について準用する。

(平二四条例二六・追加)

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による議事録の謄本等の提出)

第十六条 法第五十二条第二項の規定により社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を提出しようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

(平二四条例二六・追加)

(役員報酬規程等の提出)

第十七条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

(平二四条例二六・追加)

(助成金の支給に関する書類の提出)

第十八条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給を行った後遅滞なく行わなければならない。

(平二四条例二六・追加、平二八条例七〇・一部改正)

(認定特定非営利活動法人による役員報酬規程等の公開)

第十九条 法第五十六条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

2 知事は、規則で定めるところにより、法第五十六条の閲覧に係る書類の写しを公衆の閲覧に供するものとする。

(平二四条例二六・追加)

(特例認定の申請)

第二十条 法第五十八条第一項の規定により特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(平二四条例二六・追加、平二八条例七〇・一部改正)

(認定に係る規定の特例認定への準用)

第二十一条 第十五条から第十九条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(平二四条例二六・追加、平二八条例七〇・一部改正)

(合併による認定又は特例認定の承継)

第二十二条 法第六十三条第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第二項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(平二四条例二六・追加、平二八条例七〇・一部改正)

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第二十三条 法第七十四条の規定により読み替えて適用される情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項に規定する条例で定める事項については、規則で定める。

(平一七条例四九・追加、平二四条例二六・旧第十一条繰下・一部改正、令元条例六六・一部改正)

(電磁的記録による保存)

第二十四条 法第七十五条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。)第三条第一項の条例で定める保存は、法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、法第二十八条第一項及び第二項、法第三十五条第一項、法第五十四条第一項(法第六十二条(法第六十三条第五項において準用する場

合を含む。)及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)並びに法第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書面(電子文書法第二条第三号に規定する書面をいう。以下同じ。)の備置きとする。

- 2 特定非営利活動法人が前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録(電子文書法第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の備置きを行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(平一九条例二七・追加、平二〇条例五七・一部改正、平二四条例二六・旧第十二条繰下・一部改正、平二八条例七〇・一部改正)

(電磁的記録による作成)

第二十五条 法第七十五条の規定により読み替えて適用される電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、法第二十八条第一項、法第三十五条第一項並びに法第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書面の作成とする。

- 2 特定非営利活動法人が第五条及び前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(平一九条例二七・追加、平二〇条例五七・一部改正、平二四条例二六・旧第十三条繰下・一部改正、平二八条例七〇・一部改正)

(電磁的記録による縦覧等)

第二十六条 法第七十五条の規定により読み替えて適用される電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、法第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第四項(法第六十二条において準用する場合を含む。)並びに法第五十四条第四項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。

- 2 特定非営利活動法人が前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(平一九条例二七・追加、平二四条例二六・旧第十四条繰下・一部改正、平二八条例七〇・一部改正)

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、法第二章、第三章及び第五章の規定並びにこの

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例四九・旧第十一条繰下、平一九条例二七・旧第十二条繰下、平二四条例二六・旧第十五条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、法の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成一二年条例第一二九号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一五年条例第三二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。)についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の第五条の規定の適用については、同条中「毎事業年度」とあるのは、「毎年」とする。

附 則（平成一七年条例第四九号）

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成一九年条例第二七号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第五七号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第七八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第二六号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定は、同年七月九日から施行する。

附 則（平成二七年条例第六七号）

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

附 則（平成二七年条例第九六号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第三条の規定による改正後の特定非営利活動促進法施行条例の規定の適用については、当分の間、同条例第二条第四項第一号中「(以下「個人番号」という。)&#x2D;及び同条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。)&#x2D;」とあるのは「(以下「個人番号」という。)&#x2D;」と、同項第二号中「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

附 則 (平成二八年条例第七〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二九年四月一日)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正法による改正前の特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの条例の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類の提出並びに備置き及び作成については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年条例第六六号)

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和元年一二月一六日)